

	<p>6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所<small>の</small>所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所<small>の</small>所管区域に係るもの</p>						東部総合事務所長
33	<p>同規則第7条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所<small>の</small>所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所<small>の</small>所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所<small>の</small>所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設権工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p>						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長

		に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの								東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長
	九 其他の 事務	1 本庁の庁舎の使 用趣旨の決定又は 変更 2 本庁の庁舎の暖 冷房開始及び終了 の時期の決定 3 本庁の構内電話 の架設、廃止又は 変更 4 本庁の庁舎内 での電気機器使用の 承認								
職 員 課	一 地方公務 員法に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第17条第1 項の規定により任 免される職員の任 免及び給与の決定 (一) 課長補佐又 はこれに相当す る職以上の職の 職員に係るもの (二) 係長又はこ れに相当する職 の職員に係るも の (三) (一)及び (二)以外の職の 職員に係るもの 2 同法第17条第3 項の規定による選 考のための試験の 施行 3 同法第22条第2 項に規定する臨時 的任用職員及びこ れらの者の職ご								

	(二)以外の職の 職制に係るもの								
	8 同法第12条で準 用する同法第5条 第21項の規定による 育児・介護休業法の 承認の取扱い (一) 部長等及び 総合事務所に 係るもの (二) 次長等及び 地方機関の長 (総合事務所長 を除く。)に係 るもの (三) (一)及び (二)以外の職の 職制に係るもの								
	9 同法第18条第1 項の規定による育 児・介護休業法に伴 う育児・介護休業 法の採用								
五 職員の給 与に関する 条例(昭和 26年鳥取県 条例第3 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同条例第4条の 規定による昇給等 の決定								
	2 同条例第16条の 7の規定による勤 勉手当の支給総額 の決定								
六 職員の給 与の支給に 関する規則 (昭和27年 鳥取県人事 委員会規則 第3号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同規則第2条第 2項の規定による 給料の支給期日 の変更に係る承認の 申請								
	2 同規則第9条第 11項及び第31項 の規定による扶養親 族の認定								
七 職員の初 任給、昇 格、昇給等 の標準に関 する規則 (昭和22年 鳥取県人事 委員会規則 第10号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同規則第8条第 2項の規定による 昇格標準によるこ との承認の申請								
	2 同規則第13条第 4項の規定による 昇給区分の決定に 係る承認の申請								
	3 同規則第20条の 規定による給料の 補正及び訂正に係 る承認の申請								
八 職務に専 念する義務 の特例に関 する条例 (昭和26年 鳥取県条例 第5号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第2条の 規定による職務に 専念する義務の免 除の承認 (一) 次長等及び 地方機関の長に 係るもの(職務 に専念する義務 の特例に関する 規則第2条の表 第9号から第11 号までの事由に 該当する場合に 限る。) (二) 所属職員に 係るもの(職員 団体のための職 員の行為の制限 の特例に関する 条例第2条第1 号並びに職務に 専念する義務の 特例に関する規								

自己啓発等休業に関する条例に基づく知事の権限に属する事務	<p>規定による自己啓発等休業の承認</p> <p>(一) 部長等及び総合事務所長に係るもの</p> <p>(二) 次長等及び地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの</p> <p>(三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの</p>							
	<p>2 同条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認</p> <p>(一) 部長等及び総合事務所長に係るもの</p> <p>(二) 次長等及び地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの</p> <p>(三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの</p>							
十四 職員団体のための職員の行為の制限の持例に関する条例に基づく知事の権限に属する事務	<p>1 同条例第2条第1号の規定による職員の職務に専念する義務の免除</p>							
十五 通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）に基づく知事の権限に属する事務	<p>1 同規則第4条第1項の規定による通勤手当に係る確認並びに決定及び改定</p>							
十六 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）に基づく知事の権限に属する事務	<p>1 同規則第7条第1項の規定による住居手当に係る確認並びに決定及び改定</p>							
十七 単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年鳥取県人事委員会規則第1号）に基づく知事の権限に属する事務	<p>1 同規則第8条第1項の規定による単身赴任手当に係る確認並びに決定及び改定</p>							
十八 知事等の通勤手当の支給に関する規則（昭和7年鳥取県規則第74号）に基づく知事の権限に属する事務	<p>1 同規則第3条の規定による通勤手当の金額の決定</p>							

属する事務のうち次に掲げるもの

- (1) 同訓令第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可
- (2) 同訓令第5条ただし書の規定による(1)の許可の取消し

(三) 鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (1) 同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調査及び警告書のはり付け
- (2) 同条例第4条第2項の規定による警察署への通報
- (3) 同条例第4条第3項の規定による施錠の解除及び車内の調査
- (4) 同条例第5条第1項の規定による放置自動車の移動及び保管
- (5) 同条例第5条第2項の規定による移動等の通知及びその旨の公示
- (6) 同条例第6条第1項の規定による放置自動車の撤去等の通知
- (7) 同条例第6条第2項の規定による勧告に従うことの命令
- (8) 同条例第7条第1項の規定による廃物の認定
- (9) 同条例第7条第2項の規定による告示
- (10) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分
- (11) 同条例第8条第2項の規定による告示
- (12) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分
- (13) 同条例第9条の規定による費用の請求

		の一部の支給停止及び退職年金外の所得の決定								
		5 同条例第24条ノ6において準用する恩給法第77条の規定による遺族年金の支給停止								
六	鳥取県史書等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和49年鳥取県規則第14号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第46条の規定による恩給の支給の差止め及びその解除								
七	議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例(昭和42年鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条第2項の規定による職員の災害が公務上のものであるかどうかの認定及び通知 2 同条例第3条第3項の規定による鳥取県公務災害補償認定委員会の意見の取扱 3 同条例第6条の規定による療養の実施又は療養の費用の支給 4 同条例第7条の規定による休業補償金の支給 5 同条例第7条の2の規定による傷病補償年金の支給 6 同条例第8条の規定による障害補償年金の支給 7 同条例第8条の規定による障害補償一時金の支給 8 同条例第9条第1項の規定による休業補償又は障害補償の金額の一部の割額 9 同条例第9条第2項の規定による休業補償の制限 10 同条例第9条の2の規定による介護補償の支給 11 同条例第10条の規定による遺族補償年金の支給 12 同条例第10条の規定による遺族補償一時金の支給 13 同条例第14条の規定による葬祭補償金の支給 14 同条例第15条の規定によりその例								

事務	協議													
	2 同法第8条第1項の規定による市町村が作成する山村振興に関する計画への同意													
四 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1 同法第252条の17の5第1項の規定による市町村に対する助言、勧告又は資料の提出の要求													
	2 同法第252条の17の6第2項の規定による市町村の財務に関する実地検査													
	3 同法第252条の2第2項又は第4項の規定による市町村の協議会の設置の届出の受理又は設置の勧告													
	4 同法第252条の6の規定により同法第252条の2第2項の例によるものとされた市町村の協議会の廃止の届出の受理													
	5 同法第252条の6の規定により同法第252条の2第2項の例によるものとされた市町村の協議会の組織の変更若しくは規約の変更の届出の受理													
	6 同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第2項又は第4項の規定による市町村の機関等の共同設置若しくは廃止の届出の受理又は共同設置の勧告													
	7 同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定による機関等を共同設置する市町村の数の増減又は機関等の共同設置に関する規約の変更の届出の受理													
	8 同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項又は第4項の規定による市町村の事務の委託若しくは委任した事務の廃止の届出の受理又は事務の委託の勧告													
	9 同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項又は第4項の規定による市町村が委任した事務を変更する場合													

